令和03年(執八)第384号	
	調書(中止)
執行日時	令和 3 年 12 月 28 日 午前・午後 3 時 45 分
	東京都江東区北砂5丁目20-10-609
執 行 場 所 (債務者)	(孫 樹斌)
執行目的	□動産執行 □売却 □点検 □建物財渡(引渡) 仮や分
	□ 立会人がない □ 買受人が参集しない ② 情権者の申出 □ 有の有無が確認できない
特記事 了一个意思者 12	5執行を要する □ 照会(別紙のとおり) はドアをを鑑することでは抗したので、を会人を全ち会れて、 解金建ませたとこる、内金建によりトアを関けることができないな改 器者の比抗排除に備えて、110番通報により 警察官が段場ば。
次回期日	1月 7 日午前午後 4 時 30分
執行に立ち会った者 等の署名押印 令和 年	月 日
東京地方裁判所	
	執行官 守 賀津雄

the second of the second secon		
and the control of th		
No other day on the or take of the control of the c		
<u> </u>		
Ø 9	債権者(代理人)	
5	加量。	
\$ 0	福县森太住一些	
s 0	作了不太人人是一一	
執行に立ち会った者	在室者等	
	優務者は下すを開けることを下を下にたため、署名神代を式めることが	
	1911年11日 - 1011日 - 10000000000000000000000000	
等の署名押印	で目外がる。	
	站 方置幸高	
	T) C\ T	
	解錠技術者	
. :	A a ti-	
	岡田博之團	
	, –	

前同日 (執行に着手した日頃、地行を終了した日時欄に記載の年月日) 東京地方裁判所

執行官 守 賀津城司

これは謄本である。

前同日

東京地方裁判所 執行官 守 賀澤雄

